

科学技術イノベーション官民投資拡大推進費 ターゲット領域検討委員会
議事運営規則（案）

平成 29 年 2 月 9 日
総合科学技術・イノベーション会議
科学技術イノベーション官民投資拡大推進費 ターゲット領域検討委員会

（委員会の運営）

第 1 条 科学技術イノベーション官民投資拡大推進費 ターゲット領域検討委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続きその他委員会の運営に関しては、法令及び総合科学技術・イノベーション会議運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

（会長）

第 2 条 会長は、委員会の事務を掌理する。

2 会長が委員会に出席できない場合は、あらかじめ会長の指名する議員又は専門委員が、その職務を代理する。

（委員の出欠等）

第 3 条 委員会に属する議員又は専門委員（以下「委員会委員」という。）が委員会を欠席する場合は、代理人を委員会に出席させ、又は他の委員会委員に議決権の行使を委任することはできない。

2 委員会を欠席する委員会委員は、会長を通じて、当該委員会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第 4 条 委員会は、委員会委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。

2 議事は、出席した委員会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。

3 会長は、委員会の議題等により必要があると認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、委員会委員の過半数が出席しない場合であっても、委員会を開くことができる。

（委員会委員以外の者の出席）

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他の関係

者の出席を求めることができる。

(会議の非公開)

第6条 委員会の会議は原則として非公開とする。ただし、会長が会議を公開することが適当であるとしたときは、この限りではない。

(審議内容等の公表等)

第7条 会長は、委員会における審議の内容等を、議事録等の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、会長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、委員会の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この運営規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。